

令和2年度
事業計画書

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

令和2年度事業計画

1 第29回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を行う。

(1) 試験実施日 令和3年3月7日(日) 予定

(2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行う。

3 柔道整復師国家試験改善の検討

柔道整復師の更なる質の向上を目指すとともに、国民に信頼される柔道整復師の資格を付与していくため、柔道整復師国家試験改善検討委員会において国家試験改善の検討を引き続き行う。

4 国家試験の事後評価について

第三者的立場から国家試験問題が適正であったか評価を行うため、令和4年3月実施の国家試験からの導入を目指し、準備等を進める。

5 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（旧柔道整復師養成施設指導要領）に基づく実技能力の審査のため、該当校に審査員を派遣する。
なお、令和2年度より一人評価者制による審査を実施し、派遣計画等は認定実技審査委員会で検討する。

1) 審査日(予定) 計6日間

令和2年10月25日(日)、11月1日(日)、11月3日(火・祝)、
11月8日(日)、11月22日(日)、11月23日(月・祝)

2) 場所 受審者が所属する各養成施設89校

3) 審査料 6,000円

再審査料 6,000円

(再審査が柔道整復実技、柔道実技のどちらか一方の場合は3,000円)

(2) 認定実技審査のデータ収集

認定実技審査の信頼性、妥当性を検証するためアンケート等のデータ収集と連携及び審査サポートVTR解析システム構築の検討を行う。

(3) 認定卒後臨床研修指導柔道整復師の実技審査

認定実技審査員の資格取得を希望する専科教員資格保有者で、卒後臨床研修が未修了である者に対し、卒後臨床研修修了者と相同の資格を付与し、認定実技審査員資格取得講習会の受講要件の充足を目的として実施する。

- 1)開催日 令和2年6月14日(日)
- 2)場 所 日本柔道整復専門学校
- 3)受審料 50,000円

(4) 認定実技審査員研修会の実施

認定実技審査員の技量向上を目指し研修会を開催する。

- 1)開催日 未定
- 2)場 所 東京 大阪 名古屋
- 3)受講料 無料

6 認定実技審査の今後のあり方の検討

柔道整復師養成施設カリキュラム改訂により臨床実習が4単位となった。学生の臨床実習前における実技能力及び臨床実習後（卒業時）における実技能力をどのように測るかの視点で、認定実技審査の今後のあり方について学校教育と卒後の実務経験との関連性を含め、数年の単位で論点抽出を行う。

7 認定実技審査実施養成施設における職業教育の分野別質保証について

認定実技審査実施養成施設における教育の質向上を通じ、柔道整復師の質向上を測り、もって患者安全に資するため、平成28年度から平成30年度において文部科学省受託事業として第三者評価導入のモデル実施をした。そこで蓄積した専門的知識を求めに応じ無償供与する。

8 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際に実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

施術管理者研修は、16時間以上2日程度の受講が必要であり、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できることを目的とし、厚生労働省から当該研修「登録研修機関」の指定を受け、(公

社)日本柔道整復師会、(公社)全国柔道整復学校協会及び(一社)日本柔道整復接骨医学会の協力の下、当財団が研修会を実施する。

なお、施術管理者研修レポートアンケートの収集及び解析のための受講者管理システムを構築し、且つデータを解析保存し今後の活動に活かす。

- 1)開催回数等 全国22回程度
- 2)受講者数 5,500名~6,000名程度
- 3)受講料 20,000円

9 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる施術技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施していた。平成30年度から柔道整復師施術管理者研修会の実施が決まったことから、卒後臨床研修は平成29年度で終了しているが、引き続き卒後臨床研修を修了した柔道整復師の修了認定及び修了者を財団ホームページ上で公開する。